

淡路市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

1 目的

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者等の自立の促進に資するため、本市が行う物品及び役務（以下、「物品等」という。）の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

2 方針の適用範囲

本方針は、本市の全ての組織が実施する物品等の調達に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のうち物品等の調達が可能な施設等とする。

- (1) 市内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事業所等
 - ア 障害者支援施設（施設入所支援及び施設障害福祉サービス）
 - イ 障害福祉サービス事業所（生活介護、就労移行支援、就労継続支援 A 型及び B 型）
 - ウ 地域活動支援センター
- (2) 市内に所在する国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号）に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 次の要件を全て満たす重度障害者多数雇用事業所
 - (ア) 障害者の雇用者数が 5 人以上
 - (イ) 障害者の割合が従業員の 20% 以上
 - (ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30% 以上
- (3) 市内に所在する障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
 - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達を推進する物品等

調達を推進すべき物品等は、次のとおりとする。ただし、下記に記載のない物品等であっても調達を妨げるものではなく、積極的に調達を推進するものとする。

- (1) 物品
 - ア 食料品（パン、クッキー等）
 - イ 小物雑貨
 - ウ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ア 清掃・除草作業
- イ 軽作業（封入、袋詰め、包装等）
- ウ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

5 物品等の調達目標

物品及び役務のそれぞれについて、前年度に障害者就労施設等から調達した実績額を上回ることを目標とする。

6 調達の推進方法

障害者就労施設等が供給する物品等の調達を推進するため、次に掲げる取り組みを行うものとする。

- (1) 物品等を調達する部署（以下「調達部署」という。）は、その調達する物品等が4に掲げるものに該当する場合は、優先的に障害者就労施設等からその物品等を調達するよう努めるものとし、その方法として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号により調達することを原則とする。
- (2) 健康福祉部地域福祉課は、調達部署に対し、次に掲げる取り組みを行うものとする。
 - ア 障害者就労施設等の名称、所在地、連絡先及び供給可能な物品等の情報の収集及び情報提供
 - イ 調達部署と障害者就労施設等との間の連絡及び調整
 - ウ 調達部署からの障害者就労施設等から物品等を調達することに関する相談対応
 - エ 上記に掲げるもののほか、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために必要なこと。

7 調達実績の公表

本方針に基づき調達した物品等の調達実績は、毎会計年度終了後に公表するものとする。

8 調達方針に関する担当窓口

本方針の担当窓口は、地域福祉課とする。

9 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。